

今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和6年3月8日(金)

午後2時00分から午後2時40分まで

2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館11階 特別会議室1、2号

3. 農業委員の定数及び出欠等

定数 24名(現に在任する委員 23名)

議長(会長) 12番 桑田 誠(会議規則第7条)

出席委員数 20名

【1番】矢野 丈一	【2番】渡邊 節夫	【4番】岡林 興通	
【5番】井出 秀司	【6番】高宮 出	【7番】近藤 徹也	
【9番】竹田 清隆	【10番】渡部 弥栄	【11番】越智 信彦	
【13番】青木 久子	【14番】越智 千保子	【15番】新居田 守	【16番】渡部 正義
【17番】村上 晋太郎	【19番】河野 哲也	【20番】白石 義廣	
【21番】藤原 清久	【22番】藤井 進也	【23番】木村 誠	【24番】近松 安文

欠席委員数 3名

【8番】益田 志郎	【12番】桑田 誠	【18番】岡田 勝利
-----------	-----------	------------

4. 議事に関与する職員

局長	木村 仁士
次長	新居田 伸一郎
次長	渡辺 修三
主査	江頭 好治

5. 議事

【農地法関係議案】

議案第 83 号

農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について（受付番号 1～11）

議案第 84 号

農地法第 3 条の規定による許可申請について（受付番号 1～16）

議案第 85 号

農地法第 4 条の規定による許可申請について（受付番号 1～2）

議案第 86 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について（受付番号 1）

議案第 87 号

農業振興地域整備計画変更（除外）について（受付番号 1～5）

議案第 88 号

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 3 項の規定に基づく承認について（受付番号 1）

議案第 89 号

農用地利用集積計画関係（一括方式）について（受付番号 1～6）

議案第 90 号

農用地利用配分計画関係（使用貸借による権利の移転）について（受付番号 1～12）

報告第 48 号

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について（受付番号 1～13）

報告第 49 号

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について（受付番号 1～2）

報告第 50 号

農地法第 5 条第 1 項第 6 号規定による届出について（受付番号 1～7）

報告第 51 号

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について(受付番号 1 ～2)

報告第 52 号

農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん結果について(受付番号 1)

6. 議事録

事務局	定刻が参りましたので、ただ今から「令和5年度 第13回総会」を始めさせていただきます。 本日は、委員23名中20名の出席となっており、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。 なお、総会の議長につきましては、桑田会長が他の用務で不在のため、「今治市農業委員会会議規則第8条」により、会長不在の場合は職務代理者が会長の職務を行うことになっておりますので、以降の議事進行につきましては、藤井職務代理者により進めていただきます。
議長	それでは、ただ今から「令和5年度 第13回総会」を開会いたします。 事務局から説明がありましたとおり、規則により私が議長を務めさせていただきます。議事運営にご協力よろしくお願いいたします。 まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。 今回は、議事録署名人に【10番】渡部 弥栄委員、【21番】藤原 清久委員の両委員を私から指名させていただきます。
議長	それでは、議案の審議に入ります。 議案第83号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、ご説明いたします。議案書1ページをお開きください。 議案第83号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。 [受付番号1] 申請地は片山にある農地5筆で、登記地目は畑、面積は合計325㎡でございます。 [受付番号2] 申請地は高部にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は72㎡でございます。 [受付番号3] 申請地は旦にある農地9筆で、登記地目は畑、面積は合計7,900㎡でございます。 [受付番号4] 申請地は波方町樋口、波方町養老にある農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計1,719㎡でございます。 [受付番号5] 申請地は波方町養老にある農地6筆で、登記地目は畑、面積は合計8,713.21㎡でございます。

[受付番号 6]

申請地は菊間町佐方にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1,736 m²でございます。

[受付番号 7]

申請地は吉海町名にある農地 4 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1,423.16 m²でございます。

[受付番号 8]

申請地は宮窪町友浦にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 109 m²でございます。

[受付番号 9]

申請地は伯方町北浦にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1,220 m²でございます。

[受付番号 10]

申請地は上浦町甘崎にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 14 m²でございます。

[受付番号 11]

申請地は大三島町宗方にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 470 m²でございます。

議案書 1 ～ 2 ページの合計は、11 件、34 筆、面積 23,701.37 m²となっております。地元委員 1 ～ 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国から示された「農地法の運用について」第 4（４）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 （意見、質問なし）

議長 原案どおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。

全員 （異議なし）

議長 それでは、原案どおり非農地と判断いたします。

議長 続きまして、議案第 84 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書 3 ページをお開きください。議案第 84 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。

[受付番号 1]

譲受人は〇〇才の農業者兼自営業、申請地は1筆で、地目は田、面積は1,257 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 2]

譲受人は〇〇才の会社役員、申請地は1筆で、地目は畑、面積は39 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 3]

譲受人は〇〇才の農業者兼公務員、申請地は2筆で、地目は田または畑、面積は合計690 m²で、現在、水稻または野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 4、5]

受付番号4及び受付番号5は、関連がございますので、一括してご説明いたします。譲受人は〇〇才の会社役員、申請地は、受付番号4、受付番号5ともに1筆 合計2筆で、地目は受付番号4、受付番号5ともに畑、面積は合計342 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 5]

譲受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は2筆で、地目は畑、面積は合計560 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 6]

譲受人は〇〇才の養護教諭、申請地は1筆で、地目は田、面積は902 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 7]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は2筆で、地目は田、面積は合計3,285 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 8]

譲受人は〇〇才の農業者兼会社役員、申請地は1筆で、地目は田、面積は1,825 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、贈与に

による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 9]

譲受人は〇〇才の農業者兼会社役員、申請地は3筆で、地目は田、面積は合計2,256 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 10]

譲受人は〇〇才の農業者兼住職、申請地は2筆で、地目は畑または樹園地、面積は合計1,002 m²で、現在、野菜または柑橘を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 11]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は2筆で、地目は畑、面積は合計615 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 12]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は田、面積は1,423 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 13]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は畑、面積は277 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、代物弁済による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 14]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は4筆で、地目は畑または樹園地、面積は合計505 m²で、現在、野菜または柑橘を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 15]

譲受人は〇〇才の農業者兼船員、申請地は1筆で、地目は畑、面積は101 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 16]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は4筆で、地目は畑または樹園地、面積は合計1,093 m²で、現在、野菜または柑橘を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請書ごとの要件確認書をご覧ください。

農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書は1ページから32ページまでです。

それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか

②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか

③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか

④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか

⑤小作地を他人に転貸、質入れしていないか

⑥農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっており、許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であります。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 許可することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、許可することといたします。

議長 続きまして、
議案第85号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第86号 農地法第5条の規定による許可申請について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、まず議案第85号について、ご説明いたします。
議案書5ページをお開きください。

[受付番号1]

申請人は農業者 1 名、申請地は菊間地区佐方の 1 筆で、地目は畑、転用面積は合計 1,295 m²でございます。

この申請地は非線引き用途地域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が植林し山林として管理していくにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、申請人は、申請地が周囲を山林に囲まれ作物の耕作が困難であることから、申請地に檜を植林し山林として管理しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 6 年 2 月 15 日で、許可日から令和 6 年 3 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件であります。第 4 小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

[受付番号 2]

申請人は農業者 1 名、申請地は伯方地区北浦の 1 筆で、地目は畑、転用面積は 1,271 m²の内 1.16 m²でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、農用地区域内の農地であります。申請人の転用目的が営農型太陽光発電設備の設置であることから、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、仮設工作物の設置等一時的な利用であって、利用目的を達成する上で当該農地を利用することが必要と認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れが無いことから農用地区域内農地の例外許可事由に該当すると考えられ、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、申請人は、申請地にサカキを植えて営農を行いながら支柱を立てて太陽光パネルを設置する営農型太陽光発電設備を設置するため、太陽光パネルの支柱基礎部分の一時転用をしようとするものでございます。なお、本件は 3 年間の一時転用期間満了に伴い、一時転用期間を 3 年間更新しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 6 年 2 月 15 日で、許可日から令和 6 年 10 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

続きまして、議案第 86 号について、ご説明いたします。

議案書 6 ページをお開きください。

[受付番号 1]

譲受人は会社員の夫婦 2 名、申請地は日高地区別名の 1 筆で、地目は田、転用面積は 331 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地であるため、第 1 種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が分家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は両親と同居しているが子供も生まれ手狭で不便となったことから、父親から申請地を使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 6 年 2 月 15 日で、許可日から令和 6 年 10 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

続きまして、手元にお配りしている農地法第 4 条及び第 5 条許可申請に係る申請書ごとの要件確認書の 33 ページ以降をご覧ください。

それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であります。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員

(意見、質問なし)

議長 原案どおり、転用はやむを得ないものとして知事に進達することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。
なお、〔議案第 85 号の受付番号 2〕は、申請地が農業振興地域内の農地に、〔議案第 86 号の受付番号 1〕は、第 1 種農地に該当するため、農業会議の意見を聴いたうえで、知事に進達いたします。

議長 続きまして、議案第 87 号 農業振興地域整備計画変更(除外)について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書 7 ページをお開きください。
議案第 87 号は、農振農用地区域からの除外について、今治市長から農業委員会の意見を求められているものでございます。

〔受付番号 1〕

申請者は、転用者が建築する分家住宅に土地を供するため、立花地区横田町の申請地を農用地区域内農地から除外するものであります。

〔受付番号 2〕

申請者は、転用者が建築する農家住宅に土地を供するため、清水地区新谷の申請地を農用地区域内農地から除外するものであります。

〔受付番号 3〕

申請者は、転用者が行う農家住宅の敷地拡張に土地を供するため、大西地区星浦の申請地を農用地区域内農地から除外するものであります。

〔受付番号 4〕

申請者は、転用者が行う農家住宅の敷地拡張に土地を供するため、大西地区星浦の申請地を農用地区域内農地から除外するものであります。

〔受付番号 5〕

申請者は、転用者が建築する居宅及び鉄工所敷地拡張に土地を供するため、菊間地区高田の申請地を農用地区域内農地から除外するものであります。

なお、本件については、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 1 号の、除外申請地の他に代替地がないという要件を満たし、また、同じく第 2 号

	から第 5 号までの各要件も満たしております。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
全員	(意見、質問なし)
議長	承認することに、ご異議ございませんか。
全員	(異議なし)
議長	それでは、承認することにいたします。
議長	続きまして、 議案第 88 号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 3 項の規定に基づく承認について 事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、ご説明いたします。本日お配りした議案書の 8 ページをお開きください。また、本日お配りしている「農園の概要」も併せてご覧になってください。議案第 88 号は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 3 項の規定に基づく承認についてでございます。特定農地貸付とは、市民農園などの趣味的な利用を目的とした農地の貸付けについて、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 3 項各号に該当し、農業委員会から承認されたものは、農地法第 3 条の許可を受けることなく農地の貸付けができるとするものです。 この度、市 担当課である福祉政策課より、土地所有者から農地を借り受けてシルバー農園を開設するため、市から農業委員会に対して「特定農地貸付けの承認申請書」の提出がありました。この農園の設置目的は、「休耕田等を利用して農園を設置し、高齢者等にこれを利用させることにより高齢者の生きがいを高め、健康増進を図り、かつ、孤独感を解消する等高齢者の福祉増進に資すること」を目的としています。 本日お配りしている「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 1 項に規定する承認申請に係る審査表」をご覧ください。 特定農地貸付の要件は、4 点あり、第 1 に「対象農地が周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の見地から、適切な位置にあり、妥当な規模を超えていないものであること」についてでございます。この要件につきましては、農園の位置が農業者による農地の利用を分断する場合ではないこと、利用者の数等を勘案し妥当な規模であることを確認しております。第 2 に「募集及び選考方法が公平かつ適切なものであること」についてでございます。この要件につきましては、「公募、入園希望者が多数のときは抽選等により決定」により行わ

れることを確認しております。第3に「貸付規程に記載された条件等が有効かつ適切なものであること」についてでございます。この要件につきましては、貸付面積は1区画30㎡を基準、利用者は複数人、貸付期間は1年、農作物の栽培が営利目的ではないことを確認しております。第4に「賃借権などの権利を有する農地ではないこと」についてでございます。この要件につきましては、賃借権等の権利を既に有している農地での開設ではない「自作地」であることを確認しています。

以上の申請内容から、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第3項について「適当」と認められます。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 承認することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、承認することにいたします。

議長 続きまして、
議案第89号 農用地利用集積計画関係(一括方式)について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書の9ページをお開きください。
議案第89号は、農用地利用集積計画関係についてでございます。この議案は、今治市長から一括方式農用地利用集積計画の決定を求められているものです。今治市全体の計画が、新規6件、面積は3,512㎡となっております。第3小委員会で内容について審査していただいた結果、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市の基本構想に適合しており、各委員の意見は、「適当である。」とのことでした。
以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりました。
以上の農用地利用集積計画は、いずれも適当との意見であります。
農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長	それでは、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり決定ということでよろしいでしょうか。
全員	(異議なし)
議長	それでは原案どおり決定いたします。
議長	続きまして、 議案第 90 号 農用地利用配分計画関係（使用貸借による権利の移転）について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、ご説明いたします。議案書の 10 ページをお開きください。 10 ページから 11 ページまでの議案第 90 号は、農用地利用配分計画関係（使用貸借による権利の移転）についてでございます。この議案は、今治市長から農用地利用配分計画の意見を求められているものです。 これは、大西地区の 12 件、面積 17,881 m ² につきまして、農地中間管理事業に基づき、現在の受け手から別の受け手に対し権利の移転を行うものです。 この権利の移転について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規程による、農用地利用配分計画の意見聴取を求められています。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
全員	(意見、質問なし)
議長	それでは、原案どおりということでよろしいでしょうか。
全員	(異議なし)
議長	それでは原案どおり適当といたします。
議長	続きまして、 報告第 48 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について 報告第 49 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について 報告第 50 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号規定による届出について 報告第 51 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 報告第 52 号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん結果について一括して事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。 議案書 12 ページから 14 ページの報告第 48 号 農地法第 3 条の 3 の届出につき

ましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は13件の届出がありました。全て取得事由は相続であり、権利内容は所有権でありました。

議案書15ページの報告第49号 農地法第4条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴わない転用でありまして、今月は2件の届出があり、合計面積は595㎡でありました。

議案書16ページの報告第50号 農地法第5条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は7件の届出があり、合計面積は5,538㎡でありました。

報告第49号及び第50号につきましては、地元委員又は小委員会において、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。

なお、報告第48号から第50号までは、いずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

続きまして、議案書17ページの報告第51号は、農地法第18条第6項の通知でございます。

[受付番号1]

令和6年1月19日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付は「なし」となっております。

[受付番号2]

令和6年2月15日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付は「なし」となっております。

続きまして、議案書18ページの報告第52号は、農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん結果についてでございます。

これは、令和5年11月27日に開催された総会にて承認された 議案第66号 農地移動適正化あっせん事業について の結果報告でございます。

[受付番号1]

波方町樋口の農地 1筆、1423平方メートル の農用地の農地のあっせん
で、あっせん委員によるあっせんの結果、あっせん順位1番 から あっせん
順位4番 までは、不成立 となり、あっせん順位5番で、成立となりました。
なお、次の事務といたしましては、農地法第3条の許可申請の手続き となり
ますが、議案第84号 農地法第3条の規定による許可申請について 受付番号
12 でございますけれども承認されました。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議長 それでは、本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして全
て終了いたしました。せっかくの機会でございますので、何かございませんか。

全員

(意見なし)

議長

意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。お疲れ様でした。